埼玉県消費生活支援センター啓発タブレット利用上の注意

1　趣旨

この要領は、埼玉県消費生活支援センター（以下「センター」という。）が所有する消費者啓発物品（以下「物品」という。）のうち、啓発タブレットを貸し出す場合の取扱いについて定めるものである。

2　利用上の注意

（１）ソフトの追加・変更・削除はしないこと。
（２）利用目的以外の用途では利用しないこと。
（３）利用に当たっては、「啓発タブレット取扱説明書」に従って操作・利用すること。
（４）タブレットの充電は、利用日前に利用者の責任で行うこと。
（５）盗難を防ぐため、利用に当たっては必ず有人対応とするとともに、盗難防止装置を取り付けること。
（６）雨、結露等水滴が付着する環境での使用・保管はしないこと。
（７）利用時は、水平で安定した机上等に設置するとともに、運搬時にも落下しないように十分に注意すること。
（８）その他コンピュータ利用における一般的な注意事項を遵守すること。

3　受け渡し等

（１）貸出及び返却時
・　貸出・返却は、原則としてセンターで行うものとする。
・　利用者とセンター担当者の両者が立ち会いのもと、啓発タブレット（附属品を含む）の状態を確認するとともに、チェックリストに基づき数量を確認するものとする。

（２）返却時
・　啓発タブレット利用報告書（様式２）をセンターに提出するものとする。